

令和7年度第4回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和7年7月11日(金)
午後 14時00分～15時50分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 13名

(会場参加)

上原 亀一	委員	赤嶺 博之	委員	内間 学	委員
玉城 啓時	委員	西村 昂平	委員	八前 隆一	委員
山内 得信	委員	大谷 健太郎	委員	藤田 喜久	委員
松尾 晋哉	委員				

(Web参加)

栗國 雅博	委員	柳田 一平	委員	城間 恒浩	委員
-------	----	-------	----	-------	----

事務局職員

井上 顕	(事務局長)	米丸 浩平	(主任書記)
松崎 遣大	(主任書記)	中田 祐二	(主任書記)

○事務局(井上) ただいまより令和7年度第4回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席状況ですが、新立委員、山川委員から欠席のご連絡がありました。会場には上原会長、赤嶺委員、内間委員、玉城委員、西村委員、八前委員、山内委員、大谷委員、藤田委員、松尾委員の10名にお越しいただいております。

ウェブでは栗國委員、柳田委員、城間委員の3名にご参加いただいておりますので、定数15名に対し13名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長は会長が務めることとなっております。それでは上原会長よろしく願いいたします。

○上原会長 皆さんこんにちは。

これより本日の議事を進めさせていただきますと思います。

本日は議案が2件、協議事項が1件、報告事項が3件提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして本日の議事録署名人には、内間委員と藤田委員の二方をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原会長 第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請について、を事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はいそれでは事務局からご説明いたします。

第1号議案の議案資料1ページをご覧ください。

今回、流失に伴う新規承認が2基と年度の更新に伴う再承認申請124基が提出されておりますので、ご審議をお願いいたします。

今月の海区が最後の再承認のタイミングとなっております。

委員会指示の抜粋を枠内に記載しておりますので適宜ご確認ください。

2ページの方に、承認の流れについてフロー図を掲載しております、赤矢印が今回の申請を示していますので、こちらも適宜ご覧ください。

審議にあたって、本日時点の浮魚礁の承認等基数の一覧を3、4ページにまとめておりますのでご確認ください。

一部不備があるものは後程ご説明いたしますが、4ページの左下の記載をご確認下さい。こちらにあるとおり、漁協と市町村設置分、県設置分ともに現在設置されてるものは全て再承認の申請が出てきております。

続きまして5ページの申請一覧をご覧ください。

流失に伴う新規承認申請が港川漁協から2基あり、いずれも協議書が揃っていることを事務局で確認しております。また水深やロープ長等は記載のとおりとなっております。

再承認申請については124基あるため、その他の欄に留意事項の記載がある申請のみ説明をしたいと思います。

次のページに進みまして6ページをご覧ください。

渡名喜村漁協1号については、標識等とレーダー反射版が確認できなかったことから設置を依頼していましたが、設置している旗が頻繁に盗まれており、現在再度旗を準備しているということでした。ですので、まだ標識とレーダー反射板を設置できていないとのことです。

糸満漁協と港川漁協の2基については、協議位置から2分以上していたため協議書を揃えて提出いただいております。

また7ページの方に移りまして、県設置の国頭Ⅱ1号、3号の2基に

関しては、昨年度再承認の際に浮魚礁が見つけれず未承認だったことから、協議書を揃えて提出いただいております。

少しページが飛んで 11 ページになりますが、宮古北 5 号に関しては、協議位置と確認位置をご覧いただきたいんですが、経度が協議位置から 2 分以上しているため、協議書が必要な申請になりますが、協議書を取っていないということで、現在取得していただいております。

12～14 ページに、今回申請のあった浮魚礁の位置図を掲載しておりますのでご確認ください。

15 ページ以降に、新規承認申請と留意事項のある再承認の申請書類のみ抜粋して添付しておりますのでご確認ください。

1 つだけご説明しますと 28 ページをご覧いただきたいんですが、渡名喜村漁協の写真が掲載されております。こちらに黒い旗の部分があるんですが、ここが毎年 6 本ぐらい無くなるということで、いろいろ対策をしてロープをワイヤーに変えて設置したりしても、綺麗に盗まれていくということで、なかなか対応に苦慮されているということでした。

書類不備のある渡名喜村漁協 1 号と、宮古北 5 号については、礁体の確認をされているものの、承認の要件を満たしていないことから、書類が整ったことを事務局で確認でき次第、承認するという条件つきで承認をいただければと考えております。

簡単ですが事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○上原会長 はい。ただいま、第 1 号議案についての説明がございましたが、本件について何かご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

特にご質問等ないようですので、お諮りしたいと思いますよろしいですか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、それではただいま事務局から提案がありました第 1 号議案について、渡名喜村漁協と宮古北 5 号の 2 基については、事務局で確認が取れ次第承認という条件付きで、それ以外についても提案のとおり承認いただくということでよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ないようですので、第 1 号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 次に、第2号議案、ウミガメの採捕承認申請について、を提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸）。 事務局からご説明いたします。

第2号議案の議案資料1ページをご覧ください。

第2号議案はウミガメの採捕承認申請について漁業目的の申請が21件、試験研究目的が2件ありますのでご審議をお願いいたします。

委員会指示を枠内抜粋して記載しておりますのでご確認ください。

2ページの方に進みまして、今回、採捕承認頭数の判断基準を掲載しておりますのでご説明します。

こちらは漁業用と養殖用と、採捕上限があるものに関する判断基準になります。まずアオウミガメに関して、前年度実績がない場合は10頭を上限、実績がある場合は前年度の採捕頭数に10頭を加えた数を上限に承認することとしております。

またアカウミガメとタイマイに関しては、捕獲頭数枠が少ないことから、前年度の採捕の実績がない場合は1頭を上限に、実績がある場合は採捕申請数の2分の1に前年度の採捕頭数を加えた数を上限に承認することとしております。こちらは審議に関わってくることなので適宜ご確認いただければと思います。

続いて、3ページをご覧ください。こちらに漁業目的の申請をまとめて掲載しております。ウミガメに関しては、8月から翌5月までが漁期でして、6、7月は産卵期のため漁業調整規則で禁漁期間となっておりますので、7月の海区委員会で漁業目的の申請をまとめて承認する流れとなっております。

先ほどご説明しました基準に基づいて取りまとめた結果、表の下の方にあるとおり、アオウミガメ及びタイマイについては、まだ枠に若干の余裕がある状況です。

アカウミガメに関しては、読谷漁協のみ前年度の1頭の採捕があり、基準に基づけば、3頭の申請があるので申請の半分を四捨五入して2頭に、前年度の実績が1頭あるので3頭承認したいところなのですが、アカウミガメの採捕頭数枠は6頭しかなくて、3頭とすると1頭超過することから、他に申請のあった方は実績がない方ですが、全ての方に1頭ずつ割り当てられるよう、読谷漁協のみ2頭に減らして承認する予定としております。

4～5ページに、漁業目的の承認証案を掲載しておりますのでご確認ください。また、漁業目的の申請書類に関しては、例年どおり掲載は省

略しておりますのでご了承ください。

続きまして6ページをご覧ください。こちらに試験研究目的の申請一覧を掲載しております。

まず1件目ですが、小林氏から、宮古諸島周辺におけるウミガメ類の生息範囲や成長などの実態把握として昨年同様の申請があります。採捕頭数等も昨年度と同じで、昨年度はアオウミガメ 17 頭とタイマイ 3 頭の採捕実績がありました。こちらの調査は、追込網や定置網にかかったウミガメを利用することから、承認期間は漁業目的に合わせて8月から翌5月までの申請となっております。

2件目は、琉球大学ライマー教授から、以前も申請はあったんですが、別の研究ということで、塩川を遡上するアオウミガメの行動観察として新規の試験研究の申請があります。採捕頭数はアオウミガメのみ 20 頭を予定しており、承認期間は本日から1年間の期間を予定しております。

7ページ以降をご覧ください。こちらに、小林氏の申請書と計画書を掲載しております。継続調査のため簡単に説明いたしますが、宮古諸島周辺では、ウミガメ類の生態に関する知見が少なく、同氏は長年同じ調査を継続されている方です。

先ほども説明したとおり、追込網や定置網にかかったウミガメを利用し、甲長・体重測定や標識装着、組織サンプルの収集等の基礎的な調査を行うものとなっております。

13~14 ページに、承認書案を掲載しております。申請のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて 15 ページから、ライマー教授の申請書類を掲載しております。新規なので、17 ページの計画書を順に読み上げていきたいと思っておりますので確認をお願いいたします。

研究題目は、沖縄県塩川を遡上するアオウミガメの行動観察です。

内容は、天然記念物である塩川には、まれにウミガメが遡上してくることが地元民より知られている。しかし塩川を遡上するウミガメについての研究は全く行われていない。

本研究では、塩川を利用するウミガメの行動について調査するために、塩川に遡上してきたウミガメを捕獲し、夜間でも個体識別ができるよう、ケミカルライトを甲羅に装着する。本研究により、世界的な貴重な場所である塩川の保護の必要性と、塩川を利用する希少な野生生物であるアオウミガメの生態的役割の解明という2つの観点から、塩川とウミガメについての新たな知見を得る重要な研究となる。また、本研究は、沖縄科学技術大学院大学の Timothy Ravasi 教授および Jeffrey Jolly 氏との

共同研究となっております。

材料。アオウミガメ 10 頭の採捕を予定している。積算方法について 2024 年 9 月より月に 1～3 回の目視調査を行い、10 ヶ月の間に川を遡上してきたウミガメを個体識別した。個体識別できた個体だけで 7 個体確認できたため、個体識別できなかった個体も含めて 10 個体程度が遡上してくると考えられる。そのため、採捕頭数は再捕獲の分も含め、20 個体程度と積算した。

方法。塩川を遡上してきたウミガメを捕獲し、ケミカルライトを甲羅の後ろに装着して放流し、行動を観察する。そして翌日にケミカルライトを装着したウミガメが再び同じ川に遡上してくるか観察を行う。ケミカルライトは再捕獲できなかつた場合でも数日で脱落するよう、接着面を小さくするなど工夫して装着する。捕獲後にも同じ場所に戻ってくることが確認できた場合は、来年以降に GPS および専用の小型カメラをウミガメに装着してより詳細な行動の記録を行う予定である。

つまり、来年以降の本格的な調査前の予備調査という内容です。

採捕する海域。塩川を遡上するウミガメの行動について調査したいため、採捕する海域は塩川の下流を選定した。次のページに、具体的な地図赤丸で示されている箇所が採捕場所となっております。

採捕する期間。承認から 1 年間、主には来月、2025 年 8 月に実施予定なのですが、もしこの期間に十分に採捕できなかつた場合に備えて 1 年間、余裕を持って設定していただいております。なお 6～7 月は、漁業調整規則に基づく禁漁期間になりますので、採捕する場合は別途特別採捕許可も取得する旨、記載されております。

予想される結果ですが、数個体は同じ川に戻ってくると考えられる。これが確認できたら、来年またステップアップした調査を行う予定とのことです。

公開の方法ですが、卒業研究のほか、学会発表や論文として公開したいと考えている。ということで、その下にこれまでの活動と実績が記載されております。

内容としてはこのような感じで、19、20 ページに、こちら申請しておりますが承認書の案を掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○上原会長 はい。ただいま、第 2 号議案についての説明が終わりました。本件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。はい。柳田委員どうぞ。

○柳田委員 3 ページの表の一番下に、捕獲頭数枠という欄があるんですが、数字を読み上げるとアオウミガメが 205 頭、アカウミガメが 6 頭、タイマイが 28 頭というふうに記載をされております。この捕獲頭数枠というのは、概要でいいんですがどういう形で枠を定めておられるのかということと、この数字を見る限り、アオウミガメはものすごく海域に資源が多くいて、タイマイは結構少なく、アカウミガメは相当少ないからこういう数値になってるのかなというふうに窺えるんですけど、その辺の実態も含めて、少し教えていただけたらなと思っています。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい事務局からお答えします。

すみません。今手元に資料がないので本当に簡潔にご説明しますと、ウミガメ自体が、ご承知のとおり、ワシントン条約にも掲載されているような国際的な希少種になります。大分昔なんですけど、水産庁の方で、ウミガメの保護がかなり強度に進められた時期がありまして、その際に、これまで採捕していた頭数を上限として枠を定めることとなりまして、その枠がこれまでずっと運用されてきているような流れになっております。資料はありますので、後ほど共有させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○柳田委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○上原会長 はい。他ございませんか。

特にご質問等ないようですのでお諮りをいたします。第 2 号議案、ウミガメの採捕承認申請について、漁業用 21 件、試験研究 2 件について、事務局提案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第 2 号議案については、提案のとおり承認することといたします。

議案としては以上ですので、続いて協議事項が 1 件ございます。

[協議事項 ソデイカの委員会指示更新に向けて]

○上原会長 協議事項 1、ソデイカの委員会指示更新に向けて、事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） はい。それでは事務局からご説明いたします。

協議事項 1 の議案資料をご覧ください。今日はこちらがメインになるかと思ひます。ソデイカに関する沖縄海区漁業調整委員会指示 6 第 3 号については、令和 7 年 9 月 30 日をもって有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

つきましては当該指示の更新に係る今後の作業内容及びスケジュールとアンケート、説明会の実施についてご協議をお願いします。

順に説明していきたいと思いますが、まずスケジュールです。これも例年と同様ですが、本日7月11日、第4回委員会において、アンケートと説明会の実施。内容としては、アンケートの項目とか説明会の内容について、協議をしていただくということになります。

8月上旬にかけて、水産海洋技術センターの方で来月の海区委員会や説明会で報告していただく今漁期までのソデイカの漁獲状況の情報収集やソデイカの調査研究情報の整理をしていただくことになります。

来月8月8日の第5回委員会において、水技センターから研究情報の提供と、今日の協議を踏まえてアンケートの最終案の確認、説明会実施案の確認を行い、8月中旬から9月頭にかけてアンケート、説明会を実施しまして、9月上旬にアンケート結果を踏まえ、新しい指示案の策定をして参ります。

9月12日、第6回委員会の予定ですが、こちらでアンケートと説明会の結果報告及び新委員会指示についての審議を行いまして、漁協宛には、委員会指示案が決まりましたら、早めに周知をするというような内容になっております。

10月1日からの指示になりますので、9月下旬に県公報に登載して新しい委員会指示が発動するという流れになっております。

続きまして協議のポイントです。アンケートの内容について、これまでずっと旗数制限や漁期について、毎年聞き取ってきました。

ただ今回、別の即時裏付命令と複数年指示、届出制とありますが、こちらをポイントにしたいと考えております。現行漁期となった令和2年度以降のアンケートの結果、漁期や旗数制限については現状維持とする意見が多数を占めること、また現在のソデイカの資源状況を加味すると、当該条件の緩和が想定されないことから、今回、別の内容に焦点を当てたいと考えております。

なお、即時裏付命令について説明しますと、これまで、初めに違反を現認したときは警告処分としておりました。次に違反をしたら、知事による裏付命令、裏付命令を受けてからもう一度違反すると、漁業法違反として罰則適用となっていました。

ただ、この委員会指示自体も長く続いていることと、また後ほど説明しますが、違反を繰り返す者がいるということもあり、もう違反1回目知事による裏付命令を発出して、以降の違反は漁業法違反として2回で罰則が適用されることにしようとするものです。

2 ページに進みまして、アンケート及び説明会の実施についてです。こちらでも昨年の地区別説明会やアンケート、取締状況から、地域ごとに大型船の分布や違反状況に偏りがあるということで、地域ごとに説明会を行うと、地域によって意見が偏ったりという傾向がありますので、今回は全体向けに、こういうことを考えていますという説明を趣旨としておりますので、全県で1回の説明会にしたいと考えています。

続きまして、沖縄海区と隣の奄美海区との操業ルールの比較になります。沖縄海区の方から読み上げますが、禁漁期間は6～11月を設定しております。なので漁期としては12月から翌5月までとなっております。

以前はあったんですが、ソデイカを延縄で漁獲することは禁止されております。その下、旗流し漁業というのがメインになるんですが、陸から50海里以内の海域で行う場合は予備を含めて30本以内、50海里を超えて行う場合は予備を含めて50本以内という旗数制限があります。

指示の有効期間については、これまでもずっと1年間で出してきております。

隣の奄美海区、違う部分だけ太字になっておりますが、禁漁期間が6～10月までということで、漁期が1ヶ月早く11月から始まります。

あと後ほど説明しますが、指示の有効期間も、奄美海区でも即時裏付命令を協議していることから、今回から2年間の指示になっております。

次に、来月8月海区及び説明会で水技センターから報告する内容です。基本的には昨年度と同様ですが、令和6～7年漁期の条件を踏まえたソデイカの漁獲量と生産額、標本船調査による資源状況調査の経過について、禁漁期間による漁獲量、生産額及び産卵親イカ資源量のシミュレーション、加えて、現状の漁獲圧が過剰気味ということの説明もする予定と伺っております。

次に、昨年度行いました地区別説明会とアンケートの結果概要です。こちらでももう少し詳しい資料もあるので、もし必要な方がいらっしゃれば、後ほど共有はいたしますが、簡単に説明しますと、漁期に関しては現状維持が半数以上、長くしたいという意見は5%以下という結果でした。その他奄美海区にも漁期をそろえて欲しいという意見も4割程度ありました。次に旗数制限に関しても現状維持が6割、増やしたいという方が1～2割程度でした。管理方法に関しては、現行の委員会指示による規制を継続しつつ、取締りや罰則強化を求める意見が7割を占めておりました。

続いて、奄美海区、鹿児島県との調整状況になります。11月禁漁については、これまでもずっと協議してきておりますが、奄美海区からの説

明では小型船が多く、12月以降は時化で操業できない日が増えることから、今のところと同意は得られていないとのこと。ここは引き続き協議を進めていく必要があるかと思えます。

また、あちらからの苦情として、一部本県漁船による旗数制限違反が常態化しているということもありまして、奄美海区漁業者からの反発を招いている、まず11月禁漁を求める前に、まずルールをちゃんと守らせてくれという意見がありました。

これを踏まえて、昨年度沖縄県と鹿児島県の両県で取締強化を行いました。全県的に、港を回って立入検査を行い、旗数を確認したところ、両県とも違反船の所属する地域に偏りが見られまして、悪質な違反も散見されました。両県の取締状況報告の結果、現状の3アウト制ではなかなか抑止力が弱いということで、裏付命令を発出して次の違反で漁業法違反、罰則適用となるような抑止力の強化が必要との見解で一致しました。

次に、ソデイカの委員会指示内容に関する検討ですが、以下の2つを考えておりまして、1つ目が抑止力の強化です。

警告を省いて即時裏付命令を行うこと、指示の複数年化とあり、こちらの裏付命令というのは、知事がこの委員会指示を守るべきことを命令するもので、委員会指示の期間が終わってしまうと、裏付命令の効力も失われます。なので、これまで通り単年度の委員会指示を出すと、漁期の途中で違反を見つけて裏付命令を出したとしても、その年の漁期が終わってしまうと裏付命令の効力が失われてしまうということから、少しでも裏付命令の効果を高めるために指示の複数年化が必須ではないかということを確認しております。

その下、届出制の導入と漁獲実績の報告。こちらで隻数・漁業実態の把握をしたいと考えております。というのも、現在の委員会指示では、旗数と漁期の制限はあるものの、特に届出や実績の報告というものは求めていなくて、公的なデータとしては、何隻操業していて、どれだけの水揚があるかというのは、県として把握できていない状況になります。

毎年、ソデイカ月報や水技センターから研究データの提供がありますが、あれはあくまで漁協や流通業者の任意の協力によって集めた水揚量をもとに分析しているものなので、公的なデータとしては、これまで集めてきていないという状況にあります。ですので、これから資源管理を進める上では、届出制や漁獲実績の報告というのを明記することが必要ではないかということを考えております。

次に協議いただきたいのが、3ページに説明会開催の通知案を掲載しておりますので、上から順に読み上げたいと思えます。

ソデイカ漁業に関する説明会の開催について。

平素より本県水産業の発展にご尽力いただき、感謝申し上げます。

これまで沖縄海区漁業調整委員会では、ソデイカの漁獲動向や、研究機関による調査データおよび漁業者の皆様へのアンケート結果を参考に委員会指示の内容を検討してきました。

昨年度はアンケートに加え、地区別説明会を実施し、ソデイカ漁業者と対面してソデイカ資源管理の必要性を改めてご説明させていただくとともに、皆様のご意見を伺う機会を設けました。

その結果、現行の漁期や旗数制限を継続する必要性を理解する意見が多く、また委員会指示違反の取締や罰則強化を求める意見も多数ありました。

奄美海区及び鹿児島県との意見交換においても、旗数制限違反を行う漁船に対する取締強化を強く求められたことから、両県において旗数制限の取締を実施した結果、両県ともで本県漁船による違反が確認され、中には悪質な違反も散見される結果となりました。

つきましては、今年度もソデイカ漁業に関する説明会を下記のとおり開催しますので、別紙の出席票により、参加者をご報告いただきますようよろしくお願いいたします。

参集範囲ですが、以前の経験から、あまり集めてしまうとそれぞれ言いたいことを言って収拾がつかなくなることもあるので、現状想定しているのが、各組合から役職員と生産者代表の方1、2名程度の参加を呼びかけたいと考えております。

内容としましては、趣旨説明を行った後、ソデイカの資源動向と資源管理の必要性について、水産海洋技術センターから研究情報の提供と、ソデイカ委員会指示の検討案について、先ほどお話したような検討案を説明して、最後に意見交換をするというようなことを考えております。

4～5ページに、今年度のアンケートの案を掲載しておりますのでご確認ください。上のほうはちょっと端折りますが、漁協ごとにソデイカの隻数、トン数、乗組員数、年代を書いていただいて、その下に今回の趣旨を書いております。

現行漁期となった令和2年度以降のアンケートの結果、毎年漁期や旗数制限については現状維持とする意見が多数を占めること、また現在の資源状況を加味すると当該条件の緩和が想定されないことから、今回は、以下の内容に絞ってお伺いします。

昨年度アンケート等の意見を踏まえ、本県及び鹿児島県において取締強化を行った結果、違反船の所属する地域に偏りが見られ、悪質な違反

も散見されることから、両県とも罰則強化が必要との見解で一致しています。

これまでの委員会指示では漁期・旗数制限のみで、操業隻数や漁獲実態の把握を行う規定は無かったことから、届出制の導入により、ソデイカ漁業の実態把握を行いたいと考えています。

以上のことを踏まえ、裏面のアンケートにご協力ください、ということで、割とシンプルなアンケートにしております。

質問1、違反1回で、即時、知事の裏付け命令を行うことについて。

初回の警告を省き、初回で裏付け命令2回で漁業法違反となります。その下は全ての間で一緒に、賛成か反対か、ご意見があれば伺いたいという書きぶりです。

質問2、複数年の委員会指示を発出することについて。

裏付命令は、指示に従うべきことを命ずるもので、指示の期間しか効力がないため、1年の指示では裏付命令の効力が限定的となるため。

質問3、届出制・実績報告の導入について。

これまで任意のご協力により、ソデイカの漁獲状況の把握を行ってきましたが、より高度な資源管理のため、届出制及び実績報告を指示で義務付け、操業隻数や漁船ごとの漁獲状況を把握したいと考えています。

といったようなアンケートの案を考えております。

事務局からの説明は以上になりますが、スケジュール感や説明会、アンケートの内容及び実施について、ご協議いただければと思います。

○上原会長 はい。ただいま、協議事項の中身について説明がありましたが、本件についてスケジュール感、またアンケートの中身、説明会の開催方法等について、皆様からご意見ご質問があれば、よろしく願いたいと思います。いかがでしょうか。

はい、八前委員どうぞ。

○八前委員 まず、アンケートなんですが、今回取るのは漁協だけなのかっていうところ。あと、内容なんですが、漁業法違反となりますと簡単に書いてますが、漁業法違反になるとどうなるのかを伝えないと、ただ違反になりますというだけになってしまうのかなというのが1点。

あと、複数年の委員会指示を出すとしたら、事務局としていつから始めたいのか、あと届出制になったときに、届出するにあたって漁業者がいつまでにどういうことをしないといけないのか、というスケジュール感も一緒に記載したほうがいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○上原会長 はい事務局お願いします。

○事務局（米丸） 事務局からご回答いたします。今回はできれば、漁業者ごとというより漁協としての意見をお伺いしたいと考えています。

漁業法違反の内容については、おっしゃるとおり、具体的な拘禁刑や罰金は記載したいと思います。

複数の委員会指示に関しては、今回の委員会指示からしたいと考えておまして、具体的には3年間の指示としてはどうかと考えております。他の委員会指示でもご説明しましたが、もし変更の必要があれば変更も途中で可能ですが、やはりその裏付命令の効力ということを見ると、できるだけ早期に複数年の指示を発することが必要ではないかと考えておりますので、今回の委員会指示から3年間を想定して考えております。

届出制に関しては、承認制ではないので、そんなに負担にならないよう、エクセルの簡単なもので、漁協ごとに1月前なり1週間前なり、操業までに提出してもらうことを想定しています。以上です。

○上原会長 実績報告はどうですか。

○事務局（米丸） はい。報告に関しては、ここの皆さんの意見を伺いたいんですが、大体7上、7下、5下ぐらいの分類は、単価の設定もあるので、流通業者の方でされていると思いますので、その辺の仕切書の情報をそのまま報告いただく感じで想定しています。漁期が終わってからまとめてでも構いません。

今、知事許可漁業とかもそうなんですが、水技センターの方に、漁獲情報はデータで送ってもらってるので、同じような形で、電子的に提供する場合はそれでやれるというようなことを考えています。

○上原会長 はい。八前委員どうぞ

○八前委員 違反の内容については記載していただけないかなと思うのと、複数年の委員会指示のところについては、もうこっちは何年でやるということを書いた方がいいと思います。複数年だと、いや僕は2年だと思ってたと言われると、後々まずいのかなと思った部分があります。

あと、漁協職員に回答してもらおうという話だったんですが、そうすると漁協の事務的な仕事として、漁業者をみんな集めて説明をしてという部分が出てくると思うので、多分、例えば説明会に来られなかった人が聞いてないっていう話になってくると、その漁協職員の責任になってしまう部分も出てくると思うので、そこら辺はちょっとやり方については、漁協にしっかり説明するなりというところはしないと、これだけ漁協に送って、担当者がぱっと簡単に記入して出してしまう漁協さんがあると取り方の違いが出てくる可能性があるんで、そこら辺はしっかりやったほうがいいのかなと思います。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） はい承知しました。そうですね。

来月の委員会は8日なので、委員会開催次第、すぐ発出できるようにはしたいと考えています。

そうですね、もし皆様の了解がいただけるのであれば、事前に今年はこの調査を予定していますということのアナウンスぐらいはできるかと思うんですが、そのような対応でいかがでしょうか。

○上原会長 はい。八前委員どうぞ。

○八前委員 しっかりとした結果が得られるのであれば、考え方の違いが出るというのが、一番困ることだと思うので、そこら辺をしっかりと進めてできるようにお願いします。

○事務局（米丸） はい、承知いたしました。

今回、旗数制限とか漁期を変更するという事ではないので、操業に関しては変更ないのかなと思うんですけども、できるだけ広くソデイカ漁業者の方に伝わるように努めたいと思います。

○上原会長 よろしいですか。

○八前委員 ちょっといいですか。

○上原会長 はい。八前委員どうぞ。

○八前委員 あと鹿児島県は2年というのは、多分今年から、奄美はもう海区は指示出してますよね。

○事務局（米丸） はい。おっしゃるとおりです。奄美は2年間で指示を出しております。

○八前委員 ありがとうございます。

○上原会長 はい他ございますか。

○山内委員 はい。

○上原会長 山内委員どうぞ。

○山内委員 はい。今ソデイカ漁業を営んでる方々も、漁獲共済に加入してる方、大概の漁業者が入ってるかと思えますけども、違反2回で漁業法違反となると、そういう保険関係とかそういうのも考えていらっしゃる。

○上原会長 はい。じゃあ事務局お願いします。

○事務局（松崎） はい。お答えいたします。

おっしゃるように、ソデイカ漁業者の方も漁業共済の中で積立ぷらす等の事業も活用されているということで認識をしております。なお且つ裏付命令違反は漁業関係法令違反に当たりますので、もしも違反が確認された場合は当年の契約が解除されて、当然その積立ぷらすの分の払い

戻しというのがなくなって参りますし、掛け金についても、国庫補助分の負担が増加するという事では聞いております。

○山内委員 はい。

○上原会長 はい。山内委員どうぞ。

○山内委員 やはり説明会を開催するときには、そこら辺のこともちゃんと説明しないことには、漁業者は八前委員が言ったように、聞いてなかったということでも、違反になりますので、丁寧な説明が必要かと思えます。

○上原会長 はいじゃあ、どうぞ事務局。

○事務局（松崎） はい。山内委員ご意見ありがとうございます。

おっしゃる通り非常に負担の大きいインパクトの部分かと思えますので丁寧な周知が必要かと思えます。意識して進めて参りたいと思えます。

また一方で、こちらもまた違反の抑止になるという側面あるかと思えますので、両方の意味で、しっかりと周知していきたいと考えております。以上です。

○上原会長 はい。他ございませんか。

○赤嶺委員 はい。

○上原会長 赤嶺委員どうぞ。

○赤嶺委員 4ページの両県とも罰則強化が必要ってありますよね。この罰則自体、両県とも相談とかは、詰めてますか。

○上原会長 はい事務局お願いします。

○事務局（米丸） はい。そうですね。

即時裏付命令に関しては、国の広域漁業調整委員会のクロマグロ遊漁の指示で、すでに1回の違反で裏付命令という仕組みがありまして、そちらの要領等は提供いただいておりますので、鹿児島県と連携して、都道府県版ということで、落とし込む作業は進めております。

○上原会長 はい。赤嶺委員どうぞ。

○赤嶺委員 聞きたかったのはですね、刺網にかかったウミガメの殺傷事件、そしてソデイカの旗数オーバーで2件、委員会でも諮りましたよね。あれも全部顛末書の提出だけで終わってるんですよ。そのあとの罰則とかが全然ないでしょ。

○事務局（米丸） はい。そうですね。

委員会指示の違反に関しては悪質な違反であっても1回は警告処分ということなので、次の違反が確認されない限りは、裏付命令というステップには進まないということになります。なので、その2件に関しては警告処分までで終わっています。

○赤嶺委員 どうしても決められてる。軽微重大のあれに当てははめない限りはできないってことね。

○事務局（米丸） はい、そうですね。

沖縄海区漁業調整委員会でも処分方針を策定しておりますので、それに基づいた処分しかできないということになりますので、即時裏付命令ということであれば、その部分に対応したような変更は必要になってきます。

○上原会長 はい。ありがとうございます。他、事務局長どうぞ。

○事務局（井上） はい。いろいろと意見ご意見ありがとうございます。一応アンケートの方については、意見を元に、次回の委員会の前に質問や意見いただいた方に調整させていただきながら、進めて参りたいと思います。

ちょっとソデイカのこれまでの取締と大きく変わるところもありますので、丁寧な対応をして、資源の継続的な利用のために進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○上原会長 はい、その他ございませんか。藤田委員どうぞ。

○藤田委員 内容と言うよりは、こういったルールの根拠になる資源量調査とかの話でちょっと質問したいんですけど、

沖縄県の方は、水技センターがかつてから少しずつ情報収集してきて、いろんな根拠が出来てきていると思うんですが、鹿児島県側は、例えば漁期を揃えようというような提案をしても、データをベースにしてなくておそらくその漁業者側都合って言ったらちょっと厳しいかもしれないですけど、そういう感じで議論が進むと、多分かみ合わない気がするんですよ。かつて確か奄美側でも、何か研究内容を説明したんですよ。

（してますねという声あり）

○藤田委員 多分、沖縄県側の漁業者は、違反する方もおられるかもしれないですけど、一応データを常に見られるような状態にあるんですけど、奄美側はないので、そうすると資源量の状態とか漁業者の方があんまりわからない状態になっているから、このままだとずっと根拠になるものが違ってるので、ずっと平行線な気がするんです。

こういった問題のときに、ちょっとどうするのか僕もよくわからないんですけど、今は鹿児島県と沖縄県ですけど、ソデイカ資源は日本海にもいるし太平洋にも広くいるので、より上位の、もう少し広範囲の情報を集めてくれるようどこか広域とかにお願いするとか、そういう策ってあるんですか。

ちょっと今回の話とは違うんですけど、できたら本当は8月とかに、

奄美の状態、漁獲サイズがどうなのかとかはちょっとないと、平行線な気がしているので、なんかそういう提案してもらおうとかしたほうがいいのかなと思います。以上です。

○上原会長 はい。じゃあ事務局お願いします。

○事務局（井上） はい。まず奄美との話し合いについてご報告させていただきます。2年前、漁期が落ち着いてるときに、試験場のメンバーと一緒に今まで成果を共有させてもらって、引き続き共有を図っているところでもあります。あちらの事情としては、漁獲量は本県の約10分の1ということで、インパクトが大分違う状況がまずありまして、またあちらの漁業形態は船が小さいということもあって、現状11月からの漁というのは譲れないということがありました。

ただ、お互い資源を有効的に使いたいということは一致していますので、引き続きこちらの方と調査をしながら、多分資源の個体群は同じような形だと思えますので、それについては引き続き精度の高い資源管理をして協力を求めていきたいというのが、県としてのスタンスになっております。

また広域の方については、鹿児島と沖縄県だけではできないところも少しあるんですが、なかなか漁獲のインパクトというか、資源に与える割合というものが各々大きいものではありませんので、少し今のところは、この2県で進める方が小回りがいいというわけではないんですが、そういったことで検討しております。

実際、東京の方でも委員会指示はあるんですけども、一応今のところ、この2県で進めていこうと思っております。以上です。

○上原会長 はい。よろしいですか。

はい。山内委員、どうぞ。

○山内委員 1つだけ。取締りとか罰則の強化を求めるということなんですけれども、どういったことになれば違反なんだっていうことがわからないんですよ。例えば、沖縄は11月まで禁漁で、奄美は11月から解禁で、沖縄の船が27度以北で11月初旬から出港して、操業した場合、これは違反ですか。どうなんですか。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） はい。沖縄の船であっても奄美海区で11月に操業ということであれば、奄美大島海区漁業調整委員会指示が適用になりますので、そこに違反しない限りは違反にはならないです。

○山内委員 そうすると11月から皆さん出港しますよ。何が言いたいかということ、罰則強化するんだったらそこら辺のルールをもっと明確化

する必要があるのかなど。沖縄海区で12月から解禁というんだったら、やっぱり12月1日の午前0時が解禁、僕はそう解釈するんですが。11月に入って、大型船は遠方に行って1ヶ月間操業可能なんですか。奄美に限らず、小笠原あたりも行けるわけですから、それで12月に入ったら、1ヶ月間操業してとったソデイカを持って帰ってくる。これは罰則がないということですね、今の説明だと。

○上原会長 はい、事務局お願いします。

○事務局（米丸） はい、おっしゃるとおりです。委員会指示というのは、各海区の海域にかかってくるものなので、海域を出て操業することであれば、操業する海域のルールに従うということになります。というのもあって、やはり奄美海区には漁期を合わせて欲しいというのは常々訴えてるところではあるので、そこは何とか、足並みを揃えて貰えるように、これからも協議を進めていくしかないのかなと思っています。

○山内委員 もうちょっといいですか。

○上原会長 はいどうぞ。

○山内委員 海はかなり広いんですよ。奄美に限らず、四国沖でも、どこでもいけます。場合によったら南の方にも行けますからね。だから線引きが曖昧なので、これは本当に12月解禁ならやっぱり12月1日午前0時以降に出港するべきじゃないかな。そこが明確にならない限りは、やっぱり何かもやもやしてますよね。いかがでしょう。

○上原会長 はい、じゃあ事務局。

○事務局（井上） はい、例えば12月以降に出港として、その前に出たらだめですよというようなことを決めたとすると、それは例えば漁業調整規則でいうと沖縄県の漁業調整規則になりまして、これは水産庁にも相談したんですけども、鹿児島で漁をしたとしても、それを罰する、制限することはできないと確認しているので、現在僕たちが持っている規則で適用できる範囲については、沖縄の海域についてのみ制限するものになって、他県の操業を制限するようなことを規則に入れるというのは、多分難しいと思っています。

○山内委員 はい。じゃあ私は組合員に聞かれたら、11月1日に出航しても大丈夫と、そういう説明をしてもよろしいですか。

○事務局（米丸） はい。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（米丸） 例えば、12月1日から出港ということにするのであれば、現状、漁業調整規則とか漁業法に基づく委員会指示だとやはり

その海域しか縛れないので、業界ルールとして縛ることぐらいしかできないかと思います。先ほど藤田委員からもありましたが、もし今後、沖縄海区を出て、他の海域で漁獲をするという実態が増えてくるようなことがあれば、広域漁業調整委員会指示であれば、九州・日本海側、大東から日本海側ぐるっと北海道まで、太平洋側は大東の東から北海道までの海域で指示をすることができるので、より広域的な委員会でソデイカに関する指示を発出することになるかと思います。

○山内委員 はい。

○上原会長 はいどうぞ。

○山内委員 まず、抑止力を強化するということでしたら、やはりおういう公調委との調整も必要で、そのルールをちゃんと構築することが大事ではないかなと思います。そうじゃなければ、ザル法ですよ。沖縄の漁期の12月解禁というのは。ということで、そこはもっともっと時間がかかるかもしれませんが、整備してほしいと思います。

○藤田委員 すいません。

○上原会長 はい、藤田委員どうぞ。

○藤田委員 はい。山内委員の追加意見みたいな感じなんですけど、先ほど自分が言ったのは、例えば小笠原にちょっと研究とかで行って、漁業者さんの船とか借りて潜る調査することがあるんですけど、そのメカジキとかやっているとソデイカも釣れるので、沖縄のセリの値段を見ながら選んで獲ってるって言ってたんですよ。

あとちょっと、この間、沖ノ鳥島に行ってたんですけど、宮崎船とかは来てるんですよ。近くまで。その周辺は深いから獲ろうと思えば獲れるかもしれない。

そうなるとソデイカ資源は結構広範囲にいるので、当面はもちろん奄美海区と調整を続けていって、理解が得られればいいんですけど、近い将来はもう少し広域なことを考えておいた方が、資源の特徴からするといいのかなと少し思っているんで、すぐに進めろとは言わないんですが、ちょっと頭に置いてやっていかないといけないかなと思います。

多分そのうち、色々な漁場が見つかったら、そっちにみんなが集まりだすようになって、また何か問題になるかなと何となく思わなくはない。

はい。事務局側も少し、もちろん将来的でいいんですが、念頭に置いておいていただけたらな、と思います。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（井上） 色々ご意見ありがとうございます。実際には、研究機関の方々とも情報共有させてもらって、国のほうにも資源も大きく

広い個体群だというように、少しずつデータが集まっている状態なので、県としましても、先ほど藤田先生が言われるように、あっちに行ったらソデイカが取れるようになって、規則や制限について縛りがなくなったりするということもやはり考えられて、それが後々沖縄県の漁業に影響を与える可能性は十分にあり得ると思っていますので、アンテナは常に張ってはいらるんですけども、引き続き注視していきたいと思います。

ありがとうございます。

○上原会長 はい。八前委員どうぞ。

○八前委員 ちょっと確認させてください。届出制なんですけど、届出制っていうのは、沖縄海区でソデイカをやるときに届出をするという認識でよろしいですか。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい、おっしゃるとおりです。

沖縄海区で操業する場合は他県船であっても届出が必要になります。

○八前委員 あと1点、奄美海区は届出制にはしていないんですか。

○上原会長 事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい。今年が一番新しい指示では、まだ届出制までは踏み込んでおりません。

○上原会長 参考までに、奄美海区については届出ではなくて承認制ということも防衛的に検討するという話は聞いています。まだそこまではできませんが、奄美海区に入る場合は、承認を得た船じゃないと入れないというような制度も検討しているということは聞いていますので、そういうことになると、沖縄側からの出漁は大分制限をされる可能性もありますので、そこはまだ表に出てきていませんが、奄美の内部では、そういう検討しているというふうに報告は受けているところです。

これは参考までに、報告しておきます。

○上原会長 はい。八前委員どうぞ。

○八前委員 はい。じゃあ例えば、沖縄県北部とか、与論、沖永良部、徳之島あたりの27度線、要は奄美海区の人たちは南に下がる可能性があるんだったら、届出をしてもらうということで、あちら側にもちゃんと周知をしていくということでもよろしいですね。

○上原会長 はい、どうぞ。

○事務局（米丸） おっしゃるとおりです。27度線以下に下りてくる可能性があるのであれば、届出するように周知をしたいと思います。

○上原会長 はい、他ございますか。

○城間委員 議長よろしいでしょうか。

○上原会長 はい、城間委員どうぞ。

○城間委員 はい。ちょっと先ほど処分方針の話が出たんですけれども、たしか令和5年2月に処分方針を見直しています。その時にソデイカの採捕に係る委員会指示にかかる重大な違反が4つあるんですね。それ以外の委員会指示も全て合わせると14あるんですけれども、今回のアンケートを見ると、ソデイカ漁業のみについて違反があった場合に、初回の警告を省くというアンケートのとり方だと思うんですけれども、私はちょっと漁業者じゃないので現場の状況がわからないんですが、このソデイカの委員会指示のみをこういうふうに重い処分にするというのは、やはりこの深刻度が他の委員会指示に比べるとかなりひどい状況なんではないでしょうか。この辺ちょっと教えていただければと思います。

○上原会長 はい、事務局お願いします。

○事務局（米丸） はい、事務局からご説明します。

なかなか難しいご質問ではあるんですが、やはりソデイカ資源というのが沖縄の水産業にとって非常に重要であるということもあります。これまでソデイカの委員会指示というのは長きにわたって出されてきているものでもありますし、1つあるのが、何というか、違反というのが、特定の地域に偏って常習的に行われているということもあるので、ここに関しては早急に対策をとる必要があるということもありました。今回国の方で先んじて、クロマグロ遊漁で即裏付命令という手続きがありましたので、それを参考にソデイカに導入したいと考えているところです。

○城間委員 ありがとうございます。そうすると処分方針は少し見直しが必要になると思うんですけれども、ソデイカの部分について見直す部分、他のところとの差が出る部分について、少し海区漁業調整委員会でも議論したほうがいいのかないかなと思ひまして質問さしてもらいました。

はい、以上です。

○上原会長 はい、じゃあ事務局。

○事務局（米丸） はい、事務局からお答えします。

そうですね。そちらは処分方針なので、ちょっとまだ調整中で、指示と同時にかどうかはわからないんですが、漁期が始まるまでにはそちらも海区の方で諮って変更していきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

○上原会長 はい。他ございますか。はい、柳田委員どうぞ。

○柳田委員 ありがとうございます。柳田です。

今、少し厳しくしていこうというお話なのかなというふうに思ってるんですが、ちょっと根本的なというか、藤田委員や山内委員のお話され

たことと少し重複するかもしれないんですが、自分も現場で毎年、県の担当の方が港で旗数等ルールについて周知して回られて、それに対して漁業者の方からかなり強い語気で責められていたりとか、口論になっていたりとか、いうところを目の当たりにしておりますので、県の方も大変にご苦労なさってるなというところはよく存じておりますし、そこは頭が下がる次第です。で同時に、それだけ真剣に漁業者の方も反発したり反論したりということがあるのは、もちろん生活に直結している生業に関わるルールのことですので、そこも非常に理解できる場所ではあります。

それで、今回ルールを厳しくするとかいう以前の根本的な資源管理の目的のところに関してなので、若干話が逸れてしまうかもしれないんですが、現行の資源管理の方法に関して、そもそもその取組自体が資源を増やすことに繋がっていなかったら、全ての我慢やエネルギー、時間等が、かなり無駄になってしまう部分が多くなっていくのかなと。

資源管理はトライアンドエラーですから、うまくいかないこともありますし、思ったより資源が頑張っ取り組んでいる割には増えないというようなこともあったりすることは、よくよく存じている上でなんですが、だからこそ現在の規制とかルールが、果たして本当に資源を増やすところに繋がっているのかどうかという現状評価に関して、しっかりと力を入れていく必要はあるのではないかなと。その資源管理の取組や規制がしっかりと効力があるということが、やはり我慢をする側にとっても促す側にとっても、より意義深いものになるのではないかなと思うので、その根本の資源管理、何をやっていくかということに関して、しっかりと現状評価をしていく仕組みをより強化していただけないかなというところと、そこに繋がる場所なんですが、今回のアンケートの内容に関して、やはり今回、ちょっと規制を厳しくすることに関して、メインはそういった目的になるのであれば、こういったシンプルな内容でもいいんですけども、今のような根本的な見直しというところも、常にやはり漁業者側、漁協側にも問うていく必要があるのかなということで、現在の資源管理の効果に関する評価というところも、アンケートの中にもし入れられるのであれば、入れていただきたいなという気持ちがあります。非常に重要な意見だと思うので、この厳しくすることに賛成の方も反対の方も、現在の資源管理の取組が果たしてどれぐらい効力があるのかないのかということ現場の人間から、肌感覚として聞き取るということも、非常に今後の指示のバージョンアップに役立つ、材料になると思いますので、最後のところにご意見があればという項目がア

ンケートにありますので、ここに書きたい人は書くのかもしれないんですが、あえてその評価というところでも、入れてみてはどうかなというふうに感じたので、意見をさせていただきました。以上です。

○上原会長 はい、事務局。答えてください。

○事務局（米丸） はい、貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね、全く意味のないことをやっているということになっては本末転倒なので、現在の規制が資源管理上役に立っているということは、水技センターの方にもしっかりと説明できるよう、分析は進めていただきたいと思います。

最後にあったアンケートにという話なんですけど、何か問いとして盛り込むというようなイメージでしょうか。現行の旗数制限や漁期の規制について、効果があると思うかみたいな項目を最後に入れるというようなイメージで、ちょっと他の委員の皆さんの意見も伺いたいんですが、いかがですかね。

そこは実は、去年まで毎年伺っている内容ではありまして、これまで漁期の短縮というのも何回か繰り返しておりまして、実感があるかということは聞いています。これも去年のアンケートや説明会の意見を踏まえてなんですけど、やはり違反をずっとやってるやつがいるじゃないか、あれを野放しにしていたら良くないんじゃないかという意見を受けて、今回できれば、これまでずっと毎年行ってきたアンケートとは違って、罰則強化が必要ではないかということをお伺いしたいと思いますので、差し支えなければ今回は省かせていただければとも考えております。

ちょっと皆様のご意見を聞かせてください。よろしくお願いします。

○上原会長 はい。この件について、山内委員どうぞ。

○山内委員 はい。重要なポイントだと思いますけれども。ただ去年と今年、比較すると極端ですよ、漁獲量。これまで旗数制限や行ける期間を制限して管理してきたというところがあるけども、それをやったおかげで去年は増えたんじゃないかという現場感覚があったと思います。

しかし、今漁期は、かなり不漁だということを聞いておりますが、そういうふうなことになるとうと、資源管理は役に立ったのかどうかかわからない。そういうことがあります。それでも現場感覚の声として、アンケートは私はあっていいんじゃないかなと考えております。その声をきくことによって、方向が少しわかるんじゃないかなと資源動向がわかるんじゃないかなということもあります。ですのでアンケートの中に入れることは有益だと考えております。

1つだけ質問させてください。沖縄海区の範囲ってどこからどこまで

なんですか。北は 27 度以南だというのはよく聞くんですが、東はどこまでなんですかここがよくわからない。それで範囲がわからないのに、どのように厳格な管理をするかというのが、私はちょっと理解できないんですが。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい。東とか南とかに関しては法律上明確な区分があるわけではなくて、それこそ昔で言うと 100 海里までとかいう話もあったんですが、船の大型化や技術の発展に伴って、どんどん海区も広がってきているというような認識ではあります。

すいません。明確な答えになってなくて申し訳ないんですが、法律上も明確な区切りというものはなくて、隣の県と接してるとかいうことを除いて、操業範囲が広がっていけばそれに応じて海区も広がっていくというような認識であります。

○山内委員 操業範囲が広がれば公海上も海区の範囲に入るんですか。

そういうことなんですよ。曖昧だから厳格な管理ができっこないんじゃないかなと思う。100 海里というのは小型第 1 種の船の航行範囲として、それは言えるかと思えますけれども、近年、小型第 2 種の登録をしようかっていう船も出てきています。そうすると 200 海里、EEZ 内もしくは公海上まで行けるんです。そこはどうどうなんだと。沖縄海区の委員会指示でいろいろ拘束することができるのかどうか。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（井上） はい。公海で獲ったものについては、例えば持ち帰って来たという状況になったりすると、適用されない状態になることはありうるので、その方がどこで取ったかを説明しないと規則に反するかどうかの判断がつかない形になります。

なので今回、どこまで違反に問えるのかという結論で言うと、明確には言えないんですが、どこでとったかどうか証明をしていただく必要はあります。

○山内委員 200 海里以内は沖縄海区の範囲であるということですか。

○事務局（井上） 先ほど米丸の方が言われたと思うんですけども、排他的経済水域内でどこまで適用されるのか明確に水産庁に問い合わせたことはないんですが、おそらく漁業者さんが従来どおりの創業をされていた場合、それについてはちょっと適用される可能性は大きなものと認識しています。

○上原会長 ちょっといいですか。この件については水産庁あたりに確認をして、しっかりした回答をもって次回にでも報告してください。

以前から、どこまで海区の権限が及ぶかどうかという議論はあるので、その辺は少し明確になるように、事務局でちょっと問い合わせをして、調べてください。次回の委員会で報告して。

今日答えは出ないので。それでよろしいですかね、山内委員。

○山内委員 はい。

○上原会長 はい。そのようにさせてください。他ございますか。

はい。特にいろいろなご意見いただきましたので、今日のご意見も踏まえて、協議事項については、次回の委員会にはアンケート案も掲示をして進めていくということと、あとスケジュール感については9月下旬の委員会指示の発動に向けて進めていくということで、事務局の提案について、そのとおりに進めるということによろしいですか。

ご異議ありませんね。はい、ありがとうございます。

はい、柳田委員どうぞ。

○柳田委員 あの、アンケートの件ってどうなったんですか。

○上原会長 アンケートは次回にまた協議しますので、その時にどういう形にするかをお示しします。

○柳田委員 次回の協議ということですか。

○上原会長 はい。

○柳田委員 承知いたしました。

○事務局（米丸） はい。事務局からですが、その間も入れた形で作って、入れるかどうか、その場で判断ということにさせていただければと思います。

○柳田委員 はい、承知いたしました。

○上原会長 はい。では協議事項については、事務局が提案したスケジュールに沿って、進めさせていただきたいと思います。

[報告事項1 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について]

○上原会長 次に報告事項が3件ございますので、事務局から順次報告をしてください。

○事務局（米丸） はい、引き続き事務局からご報告します。

報告事項1の資料をご覧ください。こちら毎年のものになりますが、令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題についてということで、九州ブロックの事務局である大分海区事務局から、令和7年度の九州ブロック会議において話題提供を議論すべき項目、国への提案議題の照会がありますので、ご報告いたします。

本件は来月の委員会で議案として提案し、回答する予定ですので、もし提案したい項目やご意見等がありましたら、事務局までご連絡いただければと思います。ご意見募集中です。

添付資料が、意見照会の資料と昨年度の提案項目、また沖縄海区からの提案内容を掲載しております。

留意事項としましては、当該提案に関しては、令和8年度の夏に省庁要望を行うため、来年度時点の要望となることを考慮する必要があります。具体的に申しますと、令和7年度、今年度は10月末に予定している九州ブロック協議会で各都道府県からの要望を各ブロックの要望として取りまとめます。その後、全国海区の事務局の方で、各ブロックからの意見を集めまして、令和8年度、翌年度の全国海区漁業調整委員会連合会の総会を5月に予定していますが、そちらで各ブロックからの要望を、連合会の要望として取りまとめたものを議案として審議しまして、決議の上、夏に要望することになります。ですので、来年の夏に要望するということを想定した議案の提出が必要になります。

次のページからが意見照会の資料になってますが、5ページの方に、要望事項とりまとめの留意点についてという資料がありますので、ポイントだけ説明しますと、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいものを提案することになりますので、本県にしか該当しないものや個別の案件に関する場合は、提案としては相応しくないということになります。

2つ目ですが、要望事項は可能な限り具体的な提案であることです。あと、5つ目ですが、要望に至った具体的な事例や背景など、どういうことがあったからこういう要望をしていますということは別途、文書を作成して添付することというふうに、留意点が示されておりますので、こちらも考慮した上で、ご提案いただければと思います。

6ページに、令和6年度、昨年度に、九州各県から上がってきた提案議題の一覧を掲載しております。

沖縄海区からは、例年4つ提案しておりまして、日中、日台、太平洋クロマグロ大型魚、違法操業の取締強化というものを挙げております。

7～10ページまで、4つの要望事項をそれぞれ掲載しておりますが、8～10ページまでは、例年同じ内容で要望していますので、7ページのクロマグロだけ簡単にご説明します。下線が引いてある太字の部分が、去年から追加、変更したところになるんですが、令和8年4月から流通適正化法の一部改正によって、大型魚があわびやなまこと同様に、取引記録の伝達、保存等が義務化されることから、大型魚を採捕する漁業者

に負担が増えるということで、十分な配慮を求めてきたところにです。

ただこれは、令和8年夏頃には、実際に義務が課されていることになりしますので、削除することにしていきます。

あと1つ目の漁獲枠の配分についての項目で、直近年の最大漁獲実績を反映した当初配分に見直しというのは、これまで沖縄は220トンという最大実績に全然満たない当初配分でしたので、要望して参りましたが、令和7年度から大型魚の漁獲枠が1.5倍になり、当初配分でこれまでの最大漁獲実績以上の配分が見られたことからこの部分を削除します。

具体的に申しますと、漁業種類別の配分及び留保の配分を見直すこと、マグロはえ縄漁業や沿岸漁業への配分を十分に確保すること、というような書きぶりに変更したいと考えております。3つ目ですが、法改正に伴う措置について、の項目は削除することになるかと思えます。

その他に関しては、この場で説明すると長くなりますので、ご覧ただいて、この提案以外でも、こういう提案はどうかということがあれば事務局までご相談いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

[報告事項2 くろまぐろ令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について]

○事務局（松崎） それでは報告事項2について、事務局からご説明させていただきます。

くろまぐろ令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、と記載された資料をご準備願ひします。

こちらにつきましては、国からの追加配分及び漁獲実績に合わせた留保からの充当に伴う漁獲可能量の変更でございまして、令和7年6月20日に実施したのとなっております。

1ページに変更の背景を記載しておりますので、ご一緒にご確認をお願いいたします。

一番上の段落です。県は、令和7年4月16日付けで知事管理漁獲可能量の変更を行い、同日時点での前期管理区分における大型魚の漁獲可能量は203.2トンとなっております。

令和7年5月23日、くろまぐろ大型魚の漁獲量が漁獲可能量の95%を超えるおそれがあったことから、県は採捕停止命令を発出し、同年5月24日以降の前期管理区分における採捕を禁止しております。

令和7年6月2日、国は追加配分に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を県へ通知しております。

県は、沖縄県資源管理方針別紙1-2において、大型魚の都道府県別

漁獲可能量が増減した際は、前期又は後期の漁獲可能量を増減させることとしております。

追加配分数量を加えた前期管理区分の漁獲可能量は、233.4トンとなりますが、前期管理区分の漁獲量が250.7トンに達していることから、留保枠からさらに17.3トンを充当する必要がございました。

漁業法16条第2項において、知事は知事管理漁獲可能量を変更するとき、関係海区漁業調整委員会に意見を聴くことが規定されていることから、令和7年3月10日付け沖縄県諮問農第16号により沖縄海区漁業調整委員会へ諮問し、本県の配分が増減した場合や留保枠からの充当といった、沖縄県資源管理方針に定める配分の基準に則して行われる知事管理漁獲可能量の変更について、異議のない旨を答申いただいているところでございます。

以上を踏まえて、令和7年6月20日付けで知事管理漁獲可能量を変更しておりますので、次のページ以降の別紙に合わせてご説明をさせていただきます。

2ページ目の別紙1をご覧ください。こちらが変更前の知事管理漁獲可能量を示した資料になっております。今回、主な変更となっておりますのが、赤枠で囲っております前期の知事管理漁獲可能量でございまして、変更前は203.2トンとなっております。

次のページ、別紙2をご覧ください。こちらは令和7年5月23日付けで知事が発出いたしました採捕停止命令の告示文書となっております。

続いて、別紙3です。こちらは採捕停止があったのが5月23日なんですけど、それから遅れて6月2日に国の方から通知が届いております都道府県別漁獲可能量の変更に関する通知文書となっております。一番下段の赤枠の部分をご覧くださいんですけども、変更前の本県の都道府県別漁獲可能量が237.8トンであったところ、268.0トンに変更されるというところでございます。

次の別紙4が、現在の沖縄県資源管理方針の別紙1-2で定めております、くろまぐろ大型魚の資源管理の内容となっております。1ページ進んでいただきまして、6ページに今回の変更に係る箇所の記載がございます。

第3の3、上の赤枠になります。当該知事管理区分の漁獲量が、想定外の来遊等によりやむを得ず当該知事管理漁獲可能量を超えた場合、当該知事管理区分の留保枠からその超過分の充当ができることとすると記載がございます。

次が5番、今回の追加配分に伴う変更に関する記載でございます。国

の資源管理基本方針の変更等により、本県に配分される都道府県別漁獲可能量が増減した場合、前期中であれば前期の知事管理漁獲可能量、後期中であれば後期の知事管理漁獲可能量を、それぞれ増減するものとする、と記載されております。

では次のページにお進みください。別紙5です。こちらは国から追加配分がございました令和7年6月2日時点でのクロマグロ（大型魚）の知事管理漁獲可能量及び前期の漁獲実績を表形式で記載したものでございます。ご覧いただきたい場所としましては、下段の真ん中頃でございます赤枠で記載しております合計採捕量になりますが、この時点で250.7トンの漁獲が報告されているところでございます。

次のページにお進みください。別紙6と右上に記載された資料です。

こちらは、変更に関し先んじて諮問をさせていただいた際の諮問文書になります。該当する箇所といたしましては、赤枠で囲っております令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、諮問をさせていただいたとおりとなっております。内容については次ページの別紙2と記載されたものがございますので、1ページ進んでいただいでご確認をお願いいたします。

2番の取扱い①の部分です。国の資源管理基本方針等の変更により本県への配分が増減した場合の変更に関して諮問をさせていただいているものです。続いて③、漁獲可能量の超過分を留保枠から充当する場合について諮問をさせていただいている内容でございます。

こちらについての答申の結果が、次のページの別紙7となっております。令和7年3月14日付で答申をいただいでいるところでございます。

そして最後の別紙8が、実際に変更した内容となっております。令和7年6月20日付での変更となっております。変更箇所といたしましては第2のくろまぐろ（大型魚）の都道府県別漁獲可能量が268トンに変更されております。次に知事管理漁獲可能量全体の数量は、今回の追加配分に留保からの充当も含めまして、合計261.7トンに増加をしております。管理区分ごとの内訳で見ますと、前期が250.7トンとなっております。留保は4.3トンまで減少しているところでございます。

変更の詳細につきましては、次ページに参考として新旧対照表を掲載しておりますので、こちらからもご確認をお願いいたします。

13ページにつきましては今回の変更に伴う漁業法の該当箇所となっておりますので、こちらも、後ほどご確認いただければと存じます。

報告事項2については、以上でございます。

[報告事項3 漁業権に係る実績報告（令和6年資源管理状況等報告）と令和8年度の漁業権中間免許の要望状況について]

○事務局（中田） では報告事項3として、漁業権に係る実績報告と令和8年度漁業権中間免許の要望状況について説明させていただきます。

中立委員の先生もいらっしゃるので、まずちょっと4ページを開いていただいて、各漁業権の説明をさせていただきたいと思えます。

本部半島の部分を説明させていただいておりますが、青い枠線で書かれました共同第3号というものがございまして、今回説明させていただくのは赤枠で囲まれた小さな漁業権です。この中で、例えば藻類であったり魚類であったり、そういったものの養殖が行われております。5ページの写真を見ていただきますと、北中城アーサ養殖の現場なんですけど、このように集約的に養殖が行われているというところがございます。

では1ページに戻りまして、内容としましては、令和5年度区画漁業権5ヵ年免許の利用状況と、令和8年度の漁業権の中間免許の要望状況、そして中間免許までのスケジュールの3つを説明させていただきます。

令和5年度の区画漁業権の説明からさせていただきます。これは令和5年度に免許したものを、令和6年の資源管理状況報告というものをとっておりまして、これをもとにまとめたものになっております。

左側の魚種がございまして、海藻、魚類、水産動物（ウニ・ナマコ）、貝類、観賞用魚というカテゴリーで分けて集計をしております。

免許されている漁業権漁場の数と、報告の中で実際に利用されている漁場の数、そしてその割合を書いております。右側にはその実際の利用状況として書いております。

若干利用率の低いものを太字で書かせていただいているのですが、やはり台風等で被災をしたりとか、やってみただけど生産がまだうまくいってなかったりとかがあつて、そういったものについては利用率が低調となっております。中身一覧については、ちょっと確認をいただければと思えます。

続きまして、令和8年度の漁業権中間免許の要望状況です。漁業権の中間免許を令和8年に予定しております。各地から要望が上がってきて、それを今取りまとめているところでございます。

今上がってきているものについては、海藻、魚類、水産動物、貝類、観賞用魚として、表のとおりとなっております。要望内容の特徴といたしましては、モズクとヒトエグサというのは、現在盛んに行われていますので、後継者のための漁場、あと非常に多いのが、モズクで採苗したりとか、アーサもそうなんですけど、苗場の確保を理由にしているところも

多くて、生産意欲は非常に高い状況になっております。その他、港の防波堤近くなどの静穏性の高い漁場確保の意欲が高いという状況になっているのですが、管理者との調整が課題となっているところです。そして、既存の漁業者が兼業で取組める新規漁業への意欲が高い、兼業で取組めるというのは、比較的毎日見に行かなくてもいいような漁業というものを求めている、こういったものに関しては、日常管理ができるかや漁場の確保、養殖技術の有無が課題となっております。

次の3ページで、今回の中間免許の特徴として、他県のカキ種苗生産者などの支援を受けて、本土産3倍体カキを使った養殖技術の実証試験が行われており、視察を通じて新規着業の意欲が非常に高く、各地から要望が上がってきているという状況です。ただ、まだ生産技術として固まっているものではなく、沖縄での温帯産カキの成長や採算性などの事業性の確認が課題となっており、生産者は生産から流通消費までの食中毒対策というのがございますので、そういったものについて制度の理解と知識が必要という状況でございます。

続きまして、漁業権免許までのスケジュールとして、現在、漁業権の要望が上がってきて、取りまとめております。現地調査やヒアリングを行っております、8月までに海区漁場計画の変更の素案を作成する予定となっております。9月から12月にかけては、関係者、例えばレジヤ関係者とかになるんですが、あと公益調整、漁港とか港湾とかとの調整を行いまして、海区漁場計画の変更案を作成いたします。

その後、年明け頃ですが、海区漁業調整委員会に諮問をさせていただきます。本委員会で、公聴会を開催していただき、利害関係者の意見を聞いて県に答申していただく形になっております。

すべての調整を終えて、海区漁場計画の変更の決定を4月頃を目途に考えておまして、6月は各漁業協同組合の総会がありますので、その時に漁業権の取得に関する総会議決をしていただいた後に、本委員会の意見を聞いて、漁業権者を決定するのが8月頃となっております。

ちなみに今、カキの要望というのが多いというところなんですけど、こういった状況で行われてまして、潮の高さを調節するためにやぐらのようなものを作って、そこにかごを幾つもぶら下げているというところで、その手に載せているのは、内地産のカキになっているというところがございます。

はい。漁業権に関しては、以上でございます。

○上原会長　はい。ただいま報告事項が3件ございましたが、その中で、どれでも結構です。何かご質問等ご意見がありましたら、お願いを

したいと思います。いかがでしょうか。

○山内委員 1つだけよろしいでしょうか。

○上原会長 はい。山内委員どうぞ。

○山内委員 漁業権の中間免許というのは、新たにその特区などを認めるということなんですか。

○事務局（中田） はい。ありがとうございます。

今は区画漁業権と言ってるんですが、昔、特区と言われていたものですね。特区の免許をいわゆる5年単位でやってるものの中で認めるというのが、この中間免許です。

令和5年に、前回一斉更新したんですけど今回令和8年で行うということになっております。

○山内委員 今特区を認めてもらっている場所以外にも認めるということですか。

○事務局（中田） はい。基本そのような形になっております。

○山内委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○上原会長 他ございますか。報告事項については、また何かあれば事務局に確認をいただければというふうに思います。

特になければ、以上で本日の議事はすべて終了しましたので、最後に付帯決議をとらせていただきます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

（はいという声あり）

○上原会長 はい。ありがとうございます。

ご異議ございませんので、付帯決議については、承認としたいと思います。

それでは進行を事務局へお戻しします。委員の皆様、スムーズな進行にご協力いただき、ありがとうございました。

○事務局（井上） はい。上原会長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆さんもお忙しいご参加いただき、ありがとうございます。

事務局から次回の委員会日程についてアナウンスいたします。令和7年度第5回委員会は8月8日（金）14時から開催予定となっております。会場は今回と同じく県庁6階第2特別会議室でウェブ併用とした開催を予定しておりますので、ご参加よろしく願いいたします。

最後に質問や確認事項がありましたら、発言のほう、よろしく願いいたします。

はい、ありがとうございます。それでは以上をもって終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆様、ご退席いただいて構いません。

ありがとうございます。次回もどうぞよろしくお願いいたします。

(お疲れさまでしたという声あり)